

令別表第一		防火対象物の用途	設置基準 (誘導灯)	設置基準 (誘導標識)	
(1)	イ	劇場、映画館、観覧場、演芸場	全ての部分	誘導灯に該当しないもののすべてに設置	
	ロ	公会堂、集会場			
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブなど			
	ロ	遊技場、ダンスホール			
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗			
	ニ	カラオケボックスなど			
(3)	イ	待合、料理店、これらに類するもの（※1）			
	ロ	飲食店（※1）			
(4)	百貨店、マーケットなどの物品販売店舗				
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所			地階・無窓階・11階以上の階
	ロ	寄宿舎、共同住宅			
(6)	イ(1)	特定診療科目を有する病院			全ての部分
	イ(2)	4床以上の診療所			
	イ(3)	(1)以外の病院・有床診療所			
	イ(4)	無床診療所、無床助産所			
	ロ(1)	特別養護老人ホーム、老人短期入所施設など			
	ロ(2)	救護施設			
	ロ(3)	乳児院			
	ロ(4)	障害児入所施設			
	ロ(5)	障がい者支援施設			
	ハ(1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センターなど			
	ハ(2)	更生施設			
	ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設など			
	ハ(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設など			
	ハ(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設など			
ニ	幼稚園又は特別支援学校				
(7)	小学校、中学校、高等学校、大学など	地階・無窓階・11階以上の階			
(8)	図書館、博物館、美術館				
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	全ての部分		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	地階・無窓階・11階以上の階			
(11)	神社、寺院、教会				
(12)	イ		工場又は作業場		
	ロ		映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(13)	イ		自動車車庫又は駐車場		
	ロ		飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)	倉庫				
(15)	前各項に該当しない事業場				

(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	全ての部分
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	地階・無窓階・11階以上の階
(16)の2	地下街		全ての部分
(16)の3	準地下街		
(17)	指定重要文化財など		